

瑞浪市耐震改修促進計画

平成20年3月 策定

令和8年5月 最終改定

目 次

はじめに	
1 計画策定の経緯と地域防災における位置づけ	1
2 岐阜県震災対策検証委員会の提言	1
第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	2
第2 建築物の耐震化に係る目標	
1 建築物の耐震化の現状	3
（1）住宅の耐震化の現状	
（2）特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の現状分析	7
（1）耐震化率の推移と評価	
（2）瑞浪市の特性	
（3）耐震化が進まない要因	
3 建築物の耐震化の目標	9
4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標	11
（1）市有施設における耐震化	
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	
1 役割分担の考え方	11
（1）市民・事業者の役割	
（2）県・市の役割	
2 実施する事業の方針	12
（1）事業の考え方	
（2）実施する事業	
3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	12
（1）重点的に耐震化を図る地域	
（2）地震発生時に通行を確保すべき道路	
（3）重点的に耐震化を図る建築物	
（4）より重点的に耐震化を図る建築物	
4 第3期計画における重点的な取組み	14
5 「命」を守るための多様な取組みの推進	14
6 新たな耐震化の取組みの検討	
第4 建築物の耐震化を促進する施策	
1 施策を推進するための体制	15
2 安心して耐震化が行える環境整備	15
（1）瑞浪市建築物等耐震化促進事業の概要	
3 耐震化に関する啓発及び知識の普及	16
（1）相談体制の整備	
（2）情報提供の充実	
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	18
（1）地震時の建築物の総合的な安全対策	
（2）地震に伴う宅地被害の軽減対策	

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項		
1 所管行政庁との連携	-----	19
第6 建築物の耐震化の推進に関する事項		
1 計画の推進体制	-----	19

はじめに

1 計画策定の経緯と地域防災における位置づけ

瑞浪市では建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、「瑞浪市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を平成20年3月に策定した。

令和8年3月をもって本計画の計画期間は終了するものの、本市における建築物の耐震化率は、計画目標に達しておらず、引き続き建築物の耐震化を促進する必要があるため、岐阜県耐震改修促進計画の改定に合わせて、本計画の改定を行うものである。

2 岐阜県震災対策検証委員会の提言

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」では、現行基準に適合する建築物での揺れによる大きな被害がさほど見られず、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられるとともに、これまで以上に耐震化の推進が重要な課題であることが認識された。

岐阜県では、東日本大震災により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、岐阜県で大規模地震が発生した場合に教訓とするべき事項の検証を目的に「岐阜県震災対策検証委員会」を組織し、そのなかで、建築物の耐震化に関する「耐震化分科会」が設置され、検証・検討が行われた。

建築物の耐震化については、平成23年7月31日にとりまとめられた「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、建築物の耐震化に関し、以下の7項目の提言がなされている。

岐阜県震災対策検証委員会からの提言項目（建築物の耐震化に関する項目のみ抜粋）

- ① 防災拠点施設等の耐震化
- ② 緊急輸送道路沿道の特定建築物への取組みの強化
- ③ 耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し
- ④ 耐震化に関する補助制度の見直し
- ⑤ 不特定多数が利用する民間特定建築物への取組みの強化
- ⑥ 宅地被害の周知
- ⑦ 「命」を守るための多様な取組みの推進

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフ巨大地震の発生の危険性が高まっている。

以下の被害想定は、平成23年度から24年度にかけて県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成29年度から30年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査」に基づくものである。

表1-1 瑞浪市の想定される地震の規模

想定される地震、断層	最大震度	PL値 (液化化指数)※	建物被害(棟数)	
			全壊	半壊
南海トラフ地震★	5.97(震度6弱)	25.05	818	2,243
揖斐川—武儀川(濃尾)	5.55(震度6弱)	13.05	161	857
長良川上流(北側震源)	5.58(震度6弱)	12.56	124	715
長良川上流(南側震源)	5.06(震度5強)	0.26	0	26
屏風山・恵那山及び猿投山	6.35(震度6強)	24.36	3,206	3,744
阿寺(北側震源)	5.66(震度6弱)	12.73	158	1,016
阿寺(南側震源)★	5.40(震度5強)	7.11	13	181
跡津川★	5.21(震度5強)	2.28	6	158
養老—桑名—四日市★	5.51(震度6弱)	8.65	45	292
高山・大原(北側震源)★	5.10(震度5強)	6.20	9	73
高山・大原(南側震源)	4.84(震度5弱)	0	0	3

※PL値(液化化指数) PL値>15:液化化の可能性が高い 5<PL値≤15:液化化の可能性がある

★平成23～24年度実施の調査による。それ以外は平成29～30年度実施の調査による。

第2 建築物の耐震化に係る目標

建築基準法の耐震基準に関する改正が行われ、昭和56年6月1日に新耐震設計法が導入されたことから、本計画では、これ以降に着工された建築物を「**新基準建築物**」、これより前に着工された建築物を「**旧基準建築物**」という。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとする。

「建築物の耐震化」…建築物の地震に対する安全性を確保すること。
 「耐震化されている建物」…新基準建築物、旧基準建築物のうち、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物又は耐震改修した建築物。
 「耐震化率」…建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。(住宅においては戸数)
 「耐震性が不十分な建築物」…旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物。

1 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

瑞浪市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査(総務省統計局)によると表2-1のとおりである。

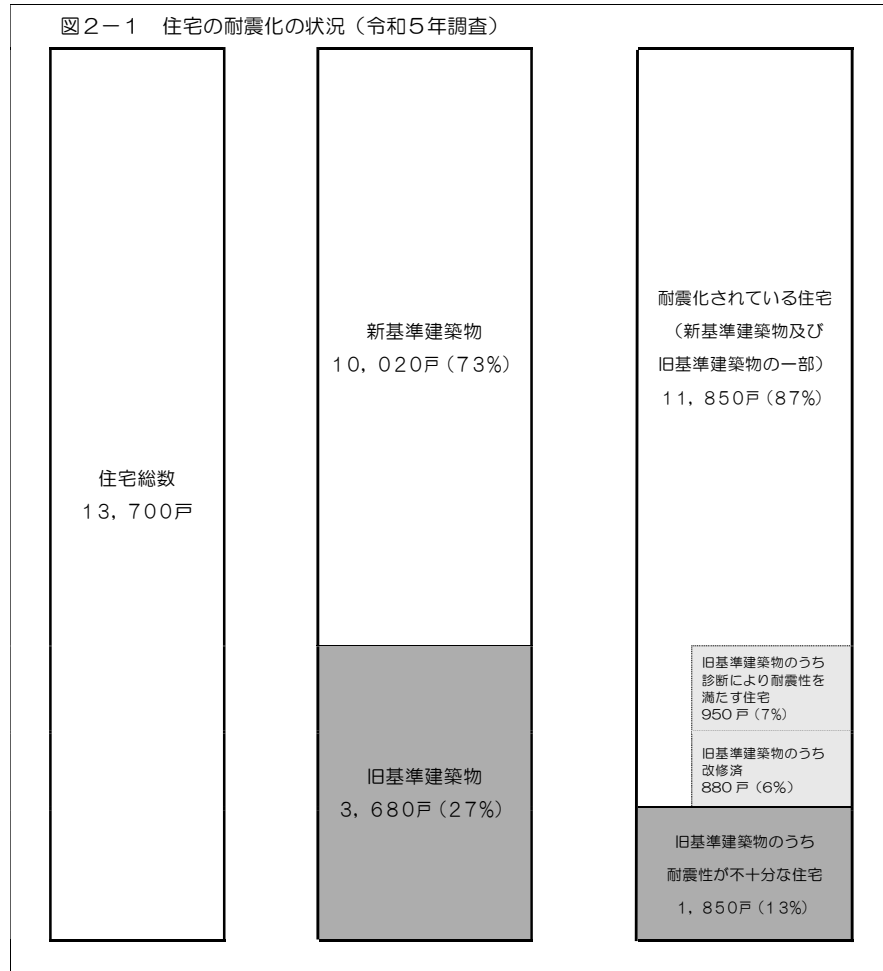
表2-1 瑞浪市の建築年代別住宅数 (単位:戸)

建築年	平成10年調査		平成15年調査		平成20年調査		平成25年調査		平成30年調査		令和5年調査		
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	
旧基準	昭和35年以前	2,250	19	1,630	13	1,840	13	1,260	9	1,880	14	1,750	13
	昭和36年～45年	1,510	13	1,390	12	1,490	11	1,320	10				
	昭和46年～55年	2,820	24	2,290	19	2,230	16	2,330	17	1,990	14	1,820	13
	不詳	—	—	—	—	—	—	150	1	330	2	110	1
	計	6,580	56	5,310	44	5,560	40	5,060	37	4,200	30	3,680	27
新基準	昭和56年～平成2年	2,840	24	2,460	20	2,410	17	2,330	17	2,020	15	1,960	14
	平成3年～7年	1,340	12	1,540	12	1,380	10	1,110	8	1,250	9	2,740	20
	平成8年～12年	830	7	2,040	17	2,010	14	1,740	13	1,570	11		
	平成13年～17年	—	—	770	6	1,700	12	1,420	11	1,310	10	1,450	11
	平成18年～22年	—	—	—	—	790	6	1,090	8	1,110	8	1,180	8
	平成23年～27年	—	—	—	—	—	—	590	4	1,150	8	800	6
	平成28年～令和2年	—	—	—	—	—	—	—	—	※480	4	1,200	9
	令和3年～5年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	380	3
不詳	10	1	80	1	180	1	240	2	760	5	310	2	
計	5,020	44	6,890	56	8,470	60	8,520	63	9,650	70	10,020	73	
合計	11,600	100	12,200	100	14,030	100	13,580	100	13,850	100	13,700	100	
耐震改修を行った住宅	未調査		330	3	360	3	580	4	780	5	880	6	

※平成25年調査以降の不詳件数は、旧基準と新基準とで按分した件数で計上とする。

※平成30年調査における平成28年～令和2年の住宅数「480」は、平成28年～平成30年に建築された数値とする。

瑞浪市における住宅の耐震化率の現状については、令和5年住宅・土地統計調査を基にした国土交通省発表数値によると、「新基準建築物の住宅」が10,020戸、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」や「耐震改修を行った住宅」は1,830戸であることから、瑞浪市内の住宅総数13,700戸のうち約11,850戸（約87%）が「耐震化されている住宅」と推計できる。



(2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は表2-2のとおりとする。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の1号特定建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化の現状は、建築所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表2-3のとおりである。

表2-2 特定建築物一覧

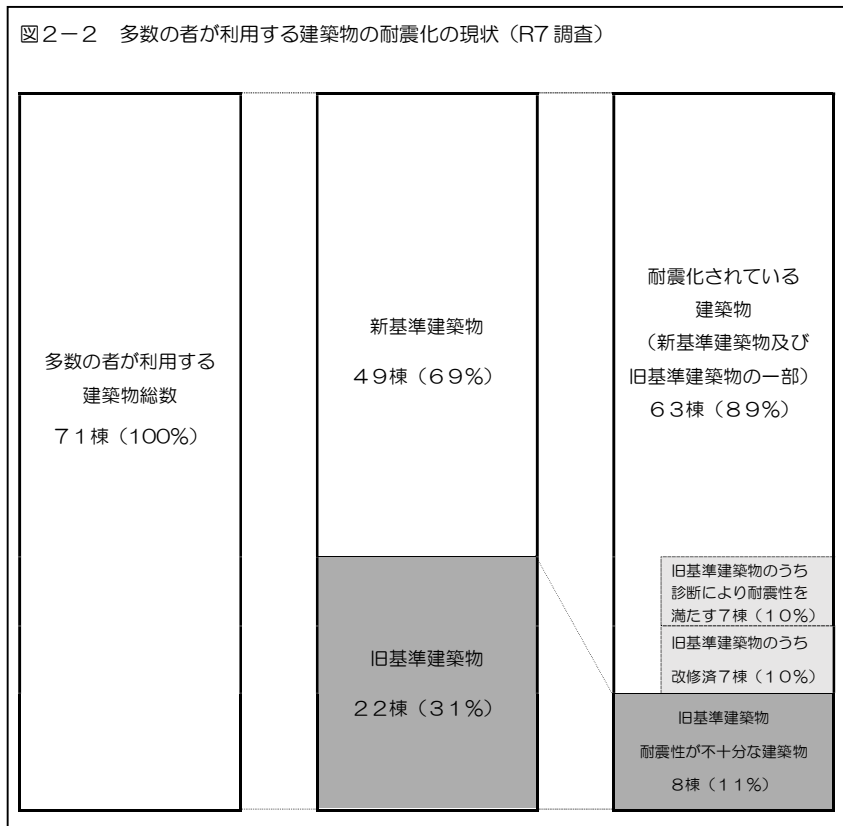
号	NO	用途	特定建築物の規模要件
1号	1	学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、 若しくは特別支援学校
		上記以外の学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	
24	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	-	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	-	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

表2-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (単位:棟)

用途	耐震化の現状 全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改修 実施済み D	耐震性を 満たす E	耐震化され	耐震化率 G=F/A
						ている 建築物 F=B+D+E	
庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店舗、ホテル、賃貸住宅、事務所、工場等	71	49	22	7	7	63	89%

多数の者が利用する建築物については、「新基準建築物」が49棟、「旧基準建築物」22棟のうち、「耐震改修実施済みなもの」が7棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が7棟であることから、「耐震化されている建築物」は63棟となり、市内の多数の者が利用する建築物総数71棟のうち、89%が耐震化されていると推計できる。

図2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (R7調査)



2 建築物の耐震化の現状分析

(1) 耐震化率の推移と評価

第1期計画策定時以降、瑞浪市の耐震化率は表2-4のとおり推移しているが、第3期計画で掲げた目標「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%」には至っていない。

しかし、この間に耐震性が不十分な住宅等は半減しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により一定の成果は得られている。

表2-4 耐震化率の推移

住宅	約64% (H20)	約68% (H25)	約80% (H30)	約87% (R5)
多数の者が 利用する建築物	約81% (H24)	約80% (H29)	約84% (R3)	約89% (R7)

(2) 瑞浪市の特性

国土交通省が発表した令和5年時点の全国の住宅耐震化率は「約90%」で、瑞浪市はそれを下回る結果となっている。その要因として、以下に挙げる瑞浪市の住宅事情もそのひとつとして起因していると考えられる。(令和5年住宅・土地統計調査より分析)

- ・都市部と異なり、マンションなどの共同住宅の割合が低い

	戸建て	共同住宅等
全国	52.7%	47.3%
岐阜県	74.2%	25.8%
瑞浪市	78.2%	21.8%

- ・旧基準の木造住宅の割合が高い

	住戸全体に対する旧基準木造住宅の割合
全国	13.3%
岐阜県	20.4%
瑞浪市	23.3%

→結果、耐震化を促進すべき戸建木造住宅の割合が全国に比べて多い。

(3) 耐震化が進まない要因

令和2年10月に県や市町村などにより組織される「岐阜県建築物地震対策推進協議会」において、耐震化の現状について意見を集約した。そのなかで「耐震化が進まない要因」について、表2-5のような要因が挙げられている。

表2-5 耐震化が進まない要因

主な要因	主な意見
経済的負担	<ul style="list-style-type: none"> 所有者側の経済事情 改修工事費が高い <p>金銭負担がネック</p>
高齢者世帯のみの増加	<ul style="list-style-type: none"> 経済的負担 跡継ぎがない <p>住宅の将来が 決まっていない</p>
【類似】家族構成の変化	<ul style="list-style-type: none"> 子供が独立（世帯分離）
防災意識の希薄	<ul style="list-style-type: none"> 地震災害への危機感の薄れ 耐震化の必要性を感じない <p>住民の理解が薄い</p>

これらの課題に対しては、これまでも啓発や補助制度などで対応してきたが、今後は、狭まりつつある対象のニーズ把握を行いながら、よりの確に促進するための施策の検討が必要である。

特に耐震改修に進まない要因として経済的負担が過半を占めているため、精密診断や安価な工法の普及等、より安価に実施できる施策の検討が必要である。

また、「高齢者世帯のみの増加」に伴い、住宅の今後の利用予定がないという要因があるため、建替えや除却工事に対する更なる施策の検討が必要である。

3 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においては人的被害が少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

市民の安全・安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの市の取り組み

1) 耐震化促進事業に係る補助事業

平成14年度から旧基準の木造住宅耐震診断の実施に対する助成を実施し、平成20年度からは全額を補助する無料耐震診断事業を行っている。木造住宅以外の民間建築物については、平成18年度から耐震診断に対する補助を開始し、木造住宅耐震補強工事に対しては、平成16年度から補助を実施している。

2) 耐震化促進事業に係る啓発活動

建築物耐震化促進を進める上で、重要となる「市民の防災意識向上」のため、次の活動を実施している。

- ・ 瑞浪市広報誌、瑞浪市ホームページ、自治会回覧板にて補助事業の周知
- ・ 各地区で行われている防災訓練等に参加し、耐震化に係るPR、相談会を実施
- ・ 市内のまつり、イベントに参加し、耐震化に係るPR、相談会を実施
- ・ 旧基準の住宅が比較的密集している地域などを対象に、各世帯の戸別訪問（ローラー作戦）を実施

国の基本方針（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画及び防災基本計画、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅については、令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

（平成18年1月25号国土交通省告示第184号、最終改正 令和7年7月17日国土交通省告示第535号）

県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の目標（第4期県計画における目標）

建築物の耐震化の現状、これまでの岐阜県強靱化計画の取組みや国の動向を踏まえ、以下を目標とする。

- 住宅の耐震化率 令和12年 95%
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率 令和12年 95%

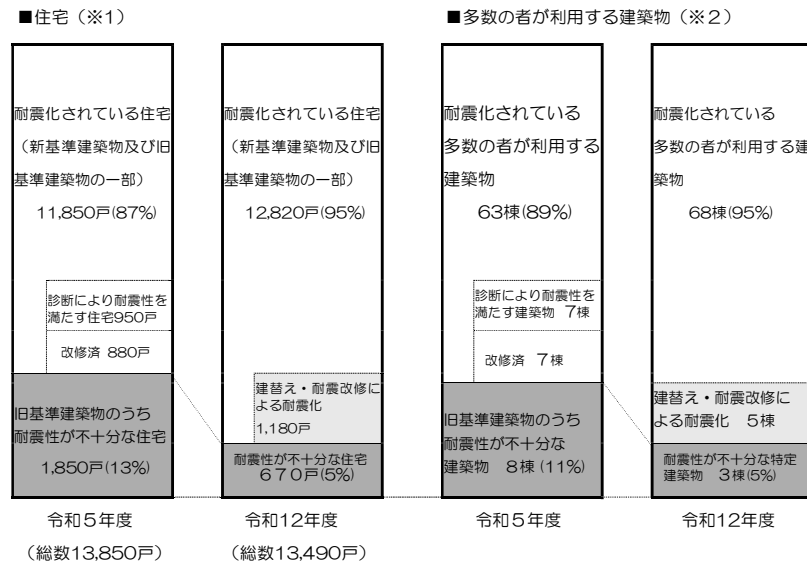
住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、これまでの市の取り組み、国の動向、県の耐震改修促進計画を踏まえ、以下を目標とする。

＜第4期計画における目標＞

令和12年 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%

耐震化率95%を達成するため、令和5年から令和12年までの間に、住宅については約1,200戸、多数の者が利用する建築物については約5棟の耐震化が必要である。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

図2-4 住宅・建築物の耐震化の目標（令和12年度）



※1 令和12年度の住宅数については、令和5年から令和12年までの増加率から推計。
 ※2 新築、除却を勘案して、令和5年度時点の建築物総数から増減なしと仮定して算出。

4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全確保、被災後の応急対策活動の拠点としての機能確保に繋がり、大変重要である。

一方、平成23年に発生した東日本大震災では、公共施設、民間施設を問わず、庁舎、消防、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波や揺れによる損傷によって使用不能となったほか、平成28年に発生した熊本地震でも、揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもある。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあつては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 市有施設における耐震化

市有施設における特定建築物は全て耐震化が完了している（表2-6）

表2-6 市有建築物の状況

耐震化の現状	全棟数	耐震改修実施済み	診断により耐震性を満たす	耐震化されている建築物	耐震化率
旧基準市有建築物	10棟	6棟	4棟	10棟	100%

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方

これまで、市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民・事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民・事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1) 市民・事業者（建築物所有者）の役割

- ・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努める。
- ・市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 県・市の役割

- ・市は国の基本方針や岐阜県耐震改修促進計画の内容を動かし、本計画を定める。
- ・市及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
- ・市は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・市及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

2 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保される

こと等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図る。

(1) 重点的に耐震化を図る地域

県内では、南海トラフ地震又は内陸直下型地震により多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも県内に活断層が無数に存在することから、市内全域を、重点的に耐震化を図る地域とする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時には、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

岐阜県耐震改修促進計画では、法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から3次までの緊急輸送道路を指定しており、このうち隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路を、法第5条第3項第2号に基づく道路として指定している。本計画では、県計画にならい、これらの道路を法第6条第3項第1号に基づき指定する道路とする（P20参考図）。

(3) 重点的に耐震化を図る建築物

多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）、危険物を取り扱う建築物（2号特定建築物）倒壊した場合に道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げる恐れのある建築物（3号特定建築物）及び過去の地震において被害が集中した既存耐震不適格建築物である木造住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない市有建築物についても、市民の安全確保、地震時における応急対応活動の拠点や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

なお、法附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物及び法第7条の要安全確認計画記載建築物に該当する市有建築物については、平成30年までに耐震改修工事を完了している。

4 第4期計画における重点的な取組み

これまでの計画期間内では、主に耐震性を把握するための「耐震診断」に重点を置き、住宅、建築物とも幅広く補助事業や啓発を実施してきた。その結果、当初計画策定時に比べて、耐震性のない住宅や建築物をおよそ半減させ、また耐震診断の実施が進むなど、耐震化に関するフェーズ（段階）がこれまでから変わりつつある。

よって、第4期計画では、図3-1のとおり、対象による施策の重点化を図り、「診断」から「改修」への取組みを強化することとする。

図3-1 重点的に取組む対象建築物と施策の方向性

対象（3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より）		施策（方向性）	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・全ての耐震性のない建築物※1	広く市民向け	診断に重点
重点的に耐震化を図る建築物	・多数の者が利用する建築物等※2 ・木造住宅 ・市有建築物 ・耐震診断義務付け建築物※3	診断実施済の所有者向けに重点	改修に重点

※1 全ての既存耐震不適格建築物

※2 1号～3号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの。（特定既存耐震不適格建築物）

※3 法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物及び法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物

5 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけでなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも重要である。

また、市民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、市民の命を守る視点から、耐震シェルターなど、簡易補強以外の建築物に関する新たな防災手法についての検討も必要である。

6 新たな耐震化の取組みの検討

平成28年に発生した熊本地震や、令和6年に発生した能登半島地震では、旧耐震基準による建築物のほか、新耐震基準の在来構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化される平成12年以前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が見られた。

そのため、旧耐震基準による建築物で耐震性が不十分なものがおおむね解消された後には、平成12年以前に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても耐震性能の検証を行う取組みについての検討が必要である。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換や実施施策の検討などで連携を図り、建築物の耐震化に取り組む。

また、建築物の所有者に対して、耐震化に関する意識の啓発や情報提供を行うことで、住宅の耐震化をさらに促進するため、「瑞浪市耐震化緊急促進アクションプログラム」を別途位置付ける。

2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

（1）瑞浪市建築物等耐震化促進事業

ア 瑞浪市建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して、県と協働して補助を実施しており、その経緯は表4-1のとおりである。

今後も住宅・建築物の耐震化を促進するため、県と協働して耐震診断・耐震補強工事に対する補助事業を進めていく。

表4-1 瑞浪市建築物等耐震化促進事業の概要

対象	種別	制度開始	特記事項
木造住宅	耐震診断	H14～	H20 所有者負担無料化
	改修工事	H16～	H21 簡易補強工事を対象追加 R7 補助拡充
建築物	耐震診断	H18～	H26 耐震診断義務付け建築物に対して補助拡充
	特定建築物	改修工事	H18～ H28 耐震診断義務付け建築物に対して補助拡充 R7 補助拡充
	分譲マンション	耐震診断	H18～
		改修工事	H18～ R7 補助拡充
その他	ブロック塀	撤去工事	H30～

イ 瑞浪市建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4-2のとおりである。

表4-2 耐震化に係る補助の状況 (単位：件)

年度 補助事業の種類	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
木造住宅耐震診断補助事業	5	5	8	8	3	6	90	44	72	99	122	85
木造住宅耐震補強工事費補助	-	-	-	2	0	0	1	3	3	4	8	13
建築物耐震診断事業費補助	-	-	-	-	1	0	0	0	1	1	2	1
分譲マンション耐震補強工事補助	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
特定建築物耐震補強工事費補助	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0

年度 補助事業の種類	H26	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
木造住宅耐震診断補助事業	43	37	42	11	26	22	7	9	10	16	21	791
木造住宅耐震補強工事費補助	10	3	3	3	1	4	1	1	2	1	2	65
建築物耐震診断事業費補助	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	9
分譲マンション耐震補強工事補助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定建築物耐震補強工事費補助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

「-」は事業を未実施

ウ 市民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、市民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年はまた耐震診断等の件数が減少傾向にあるため、更なる啓発を行うと共に、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、市民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

エ 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・市の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う市の都市計画課において閲覧できることとし

ており、相談士の制度について県のホームページや無料相談会等で周知を図っている。

イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、市民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として市民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、相談士等の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

市は、市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

市の広報誌やホームページ、自治会回覧板等を活用し、広く市民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

ウ 市等主催の説明会等の開催

自治会単位等で開催される説明会、講習会等へ県からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、市はこのような地域の取り組み等を支援する施策を講じる。

オ 耐震啓発ローラー作戦の実施

主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

カ 診断実施済み建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した建築物等の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

キ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、市のホームページで公開している。

ク 建築物の地震に対する安全性の認定制度の普及

旧基準木造住宅のうち、耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法22条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及啓発を図る。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱着防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあったことから、大規模盛土造成地の調査（一次スクリーニング）を行い、その結果について県ホームページ等で公表している。

液状化現象が引き起こす宅地被害については、国レベルでの技術検討を注視しつつ、当面は発生予測データである「液状化危険度調査^(注)」の活用や、過去の液状化の被害に関する地域での伝承など、きめ細やかな周知と教育に取り組むこととする。

(注) 液状化危険度調査とは

・岐阜県では、南海トラフの巨大地震等の被害想定調査を実施し、揺れによる被害のほか、液状化危険度調査も実施し、県内すべての地域地盤データに基づき液状化危険度（PL 値）を公表している。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁である県と連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制

建築物の所有者に対して、耐震化に関する意識の啓発や情報提供を行うことで、住宅の耐震化をさらに促進するため、「瑞浪市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を当計画の一部として位置付ける。県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換や実施施策の検討などで連携を図り、一丸となって建築物の耐震化に取り組む。

参考図_法第6条第3項第1号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8. 5. 1
防災拠点施設: 瑞浪市役所

